

「鏡野町こうのとりのり支援事業」の申請は 治療費の支払いを完了した日の属する年度までです

「こうのとりのり支援事業」とは、お子様の誕生を希望されながらもお子様を授かることが難しい方に対して、その治療に係る費用の一部を助成する事業です。

【助成対象者】

- ・申請日において、夫婦の双方又はいずれか一方が町内に1年以上継続して住所があること。（夫婦とは、事実婚関係にある方も含みます。）
 - ・この事業に申請する治療に対して、岡山県を除き、他の市町村から同様の助成金等を支給されていないこと。
- ※上記2件の全てに該当する方が助成の対象となりますが、世帯のどなたかが町民税などの税を滞納されている場合は補助ができません。ただし、完納すると申請できます。

【助成金額及び助成回数】

- ①一般不妊治療（保険診療及び自費分） … 年度中10万円まで（回数制限なし）
- ②特定不妊治療（自費分のみ） …… 1回15万円まで（年度中2回まで）
- ③男性不妊治療（自費分のみ） …… 1回15万円まで（年度中2回まで）
- ④不育治療（自費分のみ） …… 1回30万円まで（年度中1回まで）

※②については、治療方法によっては7.5万円が上限となります。また、令和4年4月以降の治療は保険適用の対象となっており、保険適用分は補助の対象外となりますのでご注意ください。

※助成年数は通算5年までとなります。ただし、出産した場合などは助成回数及び助成年数はリセットされます。

【申請期限】

申請は治療費の支払いが完了した日の属する年度までとなります。

令和4年4月1日から令和5年3月14日までに支払いが完了する場合 **令和5年3月31日(金)**

令和5年3月15日から令和5年3月31日までに支払いが完了した場合 **令和5年4月14日(金)**

鏡野町ホームページに制度の詳細な内容や申請書一式を掲載していますので、ご確認ください。

「鏡野町こうのとりのり支援事業について」

<http://www.town.kagamino.lg.jp/?p=100545>



お問い合わせ先

鏡野町子育て支援課 子育て支援係 担当：池田 電話(0868)54-2991 FAX(0868)54-2891

出産・子育て応援事業について

核家族化が進み、地域のつながりも希薄化する中で、すべての妊婦の方と子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と「ギフト提供（経済的支援）」を併せて実施する出産・子育て応援事業が、鏡野町でもスタートします。

鏡野町ホームページに本事業について詳細な情報を掲載していますので、ご確認ください。

また、該当する方には随時お知らせをします。

「令和5年1月から「出産・子育て応援事業」を開始します」

<http://www.town.kagamino.lg.jp/?p=320135>



お問い合わせ先

鏡野町子育て支援課 子育て支援係 担当：池田 電話(0868)54-2991 FAX(0868)54-2891